

意見提出者	団体
1. 項目	e 文書法における技術的要件の明示と I C T 利用促進について
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	<p>①e文書法では、法令における書面の定義や扱いについて定められていますが、技術的な要件は関係する省令を読まなければならない、利用者が関係省令にたどり着くのが困難な状況です。</p> <p>②e文書法第7条に記載されている国と地方公共団体の取り組みについて、条文では努力目標に留まっていることもあり、なかなか I C T 利活用が進まない状況です。</p>
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」</p> <p>「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」</p>
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>①技術的要件をe文書法内に明記する必要があると考えます。</p> <p><例></p> <p>第4条第3項の「～主務省例で定めるものをもって当該署名等に代えることができる」の一文を「電子署名法上の認定認証業務の電子署名に代えることができる」など。</p> <p>②e文書法第7条について、国と地方公共団体における I C T 利用促進に関して、もう少し強制力を持たせる内容にした方が望ましいと考えます。</p>